

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 関係団体等との連携

障がい者施策の充実かつ効率的な推進を図るためには、地域の実情を踏まえながら、幅広い関係者の協力を得ることが重要です。

このため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、障がい福祉に係る団体の代表等からなる「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」において、計画の策定、効果的な推進方法等について広く意見を求めるとともに、社会福祉協議会等、地域における様々な関係団体との一層の連携の強化を図ります。

また、この計画を円滑に推進するために「自立支援協議会」を運営し、本市の障がい福祉に関するサービスの充実や、利用の促進、市内の資源の開発・改善に向け協働で取り組みます。

(2) 保健福祉圏域内の連携

障がい福祉に関するサービスの充実を図るとともに、障がい者のサービスを総合的に利用促進するために、保健福祉圏域内（宇部市・美祢市・山陽小野田市）における効果的・効率的なサービス基盤の整備に努めます。

(3) 行政各部署の連携

本市における障がい者施策の推進にあたっては、関係各部署の主体的な取り組みはもとより、関係部署間の緊密な連携体制を構築することが求められます。

このため、保健、福祉、土木、住宅、生活環境、教育などの関係部署間の連携を一層充実させ、全庁的な取り組みとして施策を実施します。

2 計画の点検及び評価

本計画における実効性を確保するためには、各年度において、その達成状況を点検し、結果に基づいて対策を実施することが必要です。

達成状況や点検に際しては、「障害福祉サービス」等の各サービスごとの利用量や利用者数の状況、サービスの質に対する利用者の満足度等について分析、評価を行います。

なお、この点検による課題等については、「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」等において、関係者からの意見を集約しながら対応を図ります。